

せっかくの投票が無効にしないために

不在者投票は、選挙の当日投票所において投票をするという一般投票の原則の例外であるため、手続が厳密であり、手続等に不備な点があれば、せっかくの投票が無効になってしまうことがあります。この事務を処理される不在者投票管理者（指定施設の施設長）にあつては、次の「不在者投票事務のチェック表」を活用され、公正な事務処理をお願いします。

不在者投票事務チェック表

確認事項	確認欄	備考
(1)不在者投票管理者（指定施設の施設長）が投票用紙等（投票用紙、投票用外封筒及び同内封筒）の代理請求を行ったか。		※選挙人が船員で選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合（P. 8 参照）
(2)投票用紙等の送付を受けたか。（送付された投票用紙の種類と請求した種類が一致しているか。）		
(3)投票記載場所の設備		
①選挙人の投票の記載が他から見えないよう設備したか。		
②候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示されていないか。		
(4)不在者投票の立会人を選任したか。		
(5)投票の手続		※代理投票及び代理投票の仮投票の場合（P. 16、17 参照）
①選挙人が自署した投票用紙を内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れて封をさせたか。		
②不在者の投票用外封筒の表面に選挙人が署名（必ず自署）したか。		点字投票の場合は点字によって氏名が記載されているか。
③不在者投票用外封筒の裏面の記載 ア 投票年月日及び投票記載場所を記載したか。 イ 不在者投票管理者（指定施設の施設長）の職、氏名を記載したか。 ウ 立会人の署名（必ず自署）はあるか。		
(6)投票の送致		
①投票済の投票は、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する選挙管理委員会ごとにそれぞれの送致用封筒に入れたか。（不在者投票事務処理簿の写し（1部）も併せて送付したか）		
②送致用封筒の表面に「不在者投票在中」の記載をしたか。		
③送致用封筒の裏面に施設名及び不在者投票管理者（指定施設の施設長）の氏名を記載し、押印したか。		
④投票は選挙人が登録されている選挙人名簿の属する選挙管理委員会の委員長へ選挙期日（投票日）までに到着するよう送付したか。		